

始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金募集要領

始良市（以下「市」という。）は、事業者が持つ専門性や人的資源を活用した地域課題の解決やまち・ひと・しごと創生の推進を行うため、第2期始良市まち・ひと・しごと創生推進計画（以下「地域再生計画」という。）に掲げる目標の達成に資する事業を実施する事業者に対し、企業版ふるさと納税を財源とした始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。ついては、事業者を以下の要領で広く募集します。

1 事業概要

市は、企業版ふるさと納税を活用したまち・ひと・しごと創生に資する事業を公募し、審査を通じて、支援する事業（以下「採択事業」という。）を採択します。採択事業については、市のホームページへの掲載等を通じて、企業版ふるさと納税を行う企業（以下「寄附企業」という。）を募集しますが、採択事業を実施する事業者（以下「採択事業者」という。）が主体となって、企業へ寄附の働きかけを積極的に行っていただくことが重要です。

寄附企業からの寄附金額が、採択事業の実施に必要な最低の補助金額（以下「補助最低額」という。）に達し、かつ、市議会で当該採択事業に対する補助金の予算の議決がされた場合、採択事業者に補助金を交付します。

交付決定を受けた採択事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業実施後には、実績報告書を提出していただきます。

【重要】企業版ふるさと納税とは

- ・国が認定した地方公共団体の地方創生の事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与（以下、「利益供与」という。）することは、法令により禁じられています。利益供与に該当する部分の事業が実施できない、又は利益供与に該当する寄附金が受け付けられない可能性があるため、提案の実現性及び当該利益供与について、下記ホームページにて十分に理解の上、ご提案ください。

<企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府）>

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html



2 募集の対象となる事業

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、地域再生計画に記載されている次の目標に資する事業（個社の営利のみを目的とする事業は除く。）を対象とします。

- ① 働くなら“あいら”
活力ある産業を育み、安心して仕事ができる県央都市あいら
- ② 訪れるなら“あいら”
人々が行き交う魅力あふれる県央都市あいら
- ③ 子育てなら“あいら”
結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなう県央都市あいら
- ④ 住むなら“あいら”
誰もが安心していきいきと暮らし、住み続けたい県央都市あいら

なお、次に掲げる事業は、補助対象ではありません。

- ア 政治活動又は宗教活動を目的としている事業
- イ 補助の対象となる経費項目の総額が100万円に満たない事業
- ウ 国、都道府県又は市町村等の他の制度により交付決定を受けた事業
- エ その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

<注意事項>

- ・寄附企業からの寄附金額が補助最低額に達し、市議会で当該採択事業に対する補助金の予算の議決がされた場合、事業を実施する義務を負います。

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のとおりです。

経費項目	内容
ア 事業費	<ul style="list-style-type: none">・報償費・旅費・賃金・需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費など）・役務費（通信運搬費、広告宣伝費など）・使用料及び賃借料・工事請負費・財産購入費・その他市長が必要と認める経費
イ 委託・外注費	<ul style="list-style-type: none">・委託料・外注費

<注意事項>

- ・補助対象経費は、交付決定時に事業を実施するために真に必要となる経費として決定

した経費に限ります。交付決定後、事業実施途中における変更は、変更交付申請とその決定がない場合、対象外となります。

- ・売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、合理的かつやむを得ないと認められる事情がある場合を除き、当該採択事業への寄附企業を契約の相手方にすることはできません。
- ・必要な経費に関する費用については、調達先が限定される場合等を除いて、原則2社以上の入札・見積り合わせが必要です、2社以上の見積りが証ひょう書類にて確認できない経費は、対象外経費となる場合があります。
- ・原則、交付決定日（提案日や申請日ではありません。）以降に発注し、補助金の交付決定をした年度内に支払済である経費のみが対象となります。発注書、納品書、領収書等の証ひょう書類で日付等を確認します。
- ・補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする場合は、事前に処分内容等について市長の承認を受けなければなりません。また、処分する際には、補助金の返還が必要となります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況を調査することがあります。
- ・このほかにも、審査によって対象外になる場合があります。

なお、次に掲げる経費は、補助対象ではありません。

ア 租税公課

イ 減価償却費

ウ 人件費

エ 交際費

オ 慶弔費

カ 親睦会費

キ 福利厚生費

ク 水道光熱費

ケ 土地の購入・取得費

コ 寄附金

サ 適正な時価でない額で取引又は計上された経費

シ 国、都道府県又は市町村等の他の制度により交付決定を受けた経費

ス 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

セ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があります。）

ソ その他事業に関係のない経費、社会通念上不適切と認められる経費

(3) 補助対象期間

補助対象事業は、原則、補助金の交付決定をした年度内に完了しなければなりません。ただし、市議会等の審議を経た場合、この限りではないので、年度をまたぐ提案については、事前に相談をお願いします。

また、同一事業の継続実施については、年度ごとの提案・審査となりますが、原則3年以内とします。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りではありません。

(4) 補助金額及び補助率等

採択事業に対する企業版ふるさと納税の寄附金額が補助最低額に達し、市議会で当該採択事業に対する補助金の予算の議決がされた場合、寄附企業からの寄附金額の10分の10を予算の範囲内で交付します。

<注意事項>

- ・補助最低額に達しなかった場合でも、市との協議により補助金を交付する場合があります。
- ・市議会への議案の提出ができるのは、原則3月定例会とします。ただし、市長が必要であると認めた場合は、この限りではありません。それ以外の時期における議案提出の場合は、事前に相談をお願いします。

3 企業版ふるさと納税の公募

市は、採択事業について市ホームページへの掲載等を通じて、企業版ふるさと納税による寄附の公募を行います。公募期間は、市と協議の上、決定します。

公募に応じた寄附企業には、企業版ふるさと納税をする際に、寄附申出書及び同意書（別記様式）を提出し、充当すべき採択事業を指定していただきます。また、以下の事由により、採択事業の実施ができない場合は、採択事業以外の事業に充当されることを寄附企業に承諾していただきます。

なお、採択事業者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）に該当する寄附企業から、企業版ふるさと納税による寄附を受けることはできません。また、利益供与に該当する場合も同様に寄附を受け付けることはできません。

ア 採択事業者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

イ 企業版ふるさと納税の寄附金額が補助最低額まで達しなかったとき。

ウ 市議会が採択事業の補助金の予算に係る議案が議決されなかったとき。

エ その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでない判断したとき。

4 提案資格要件

事業提案ができる者は、以下のいずれにも該当する法人格を有する事業者とします。

ア 自らが事業の実施主体であること。

イ 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない

こと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続していないこと。

オ 市税等の滞納（納税猶予等の措置によるものを除く。）のないこと。

カ 市から指名停止措置が講じられている者ではないこと。

キ 始良市暴力団排除条例（平成 24 年始良市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者

5 提案方法

(1) 募集期間

5月18日～8月17日

(2) 提出書類

提案書類等は、市ホームページからダウンロードし、まち・ひと・しごと創生推進事業（企業版ふるさと納税）に係る採択事業指定書（様式第 1 号）に必要な事項を記載の上、次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送にて提出してください。

ア 事業提案書（様式第 2 号）

イ 事業提案計画書（様式第 3 号）

ウ 概算事業費調書（様式第 4 号）

【添付書類】

- ・市税等の納税証明書
- ・事業概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・履歴事項全部証明書の写し（3か月以内のもの）
- ・定款の写し
- ・直近 3 期分の決算書等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

<注意事項>

- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・事業提案に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- ・提出書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。

(3) 提出方法

ア 提出部数

正本 1 部及び副本 3 部

イ 提出場所

〒899-5492 始良市宮島町 25 番地

始良市役所 企画部 商工観光課企業商工係

ウ 提出方法

持参又は郵送のいずれかによる。なお、持参の場合は開庁日、開庁時間に留意すること。

6 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査は原則として提案書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

その後、次の(2)に定める審査基準で採点し、合計点数6割以上を獲得した者を採択します。提案内容によっては、必要に応じて専門的な知見、経験又は識見を有する者に意見を聴き審査を行う場合もあります。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

企業版ふるさと納税による財源の確保ができるかどうかの主眼を置き、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

審査項目	審査の観点
ア テーマ・コンセプト	<ul style="list-style-type: none">・地域再生計画に掲げる目標の達成に向けた事業となっているか。・本市における地域のニーズ・課題を具体的に把握し、提案者独自の強みや特色を生かした地域課題解決に繋がる事業内容となっているか。
イ 実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・企業寄附が概算事業費より少なかった場合であっても、自己資金を用いて又は事業の縮小や経費節減を図る等して事業を遂行することができるか。・事業の遂行に必要な体制、人員の確保がされているか（又は見込があるか）。・事業規模・内容は、団体規模やこれまでの事業実績から見て、実現が見込まれるか。
ウ 事業の効果	<ul style="list-style-type: none">・事業実施により多くの市民又は市内企業のサービス向上に繋がる事業であるか。・多くの市民又は企業との連携・協働の取組に期待できるか。・地域経済・まち・ひと・しごと創生等への好影響が期待できるか。・まち・ひと・しごと創生政策事業として、他の事業者においても、今後の活動の参考となることが期待できるか。
エ 継続性	<ul style="list-style-type: none">・事業の継続意思が明確で、地域の各主体との連携の継続が期待できるか。
オ 経費妥当性	<ul style="list-style-type: none">・収支計画が十分に検討され、かつ、資金確保の見込みは適切か。・事業内容に見合った必要最小限の経費となっているか。・本事業に限らず、事業者としての将来性、成長可能性は高いか。

(3) 結果の通知

採択された事業については、当該申請者に対し、始良市地まち・ひと・しごと創生推進事業補助金内定通知書（様式第5号）により、その旨を通知します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ウ 事業提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- エ 事業提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合
- オ 募集要領に記載する事項に違反した場合
- カ その他事業者として適当でないと市長が認める場合

7 寄附募集の中止等

企業版ふるさと納税による寄附の公募を中止したい場合は、始良市まち・ひと・しごと創生推進事業寄附金公募中止願（様式第6号）を提出してください。

また、市の施策方針の変更や緊急その他やむを得ない理由により、寄附募集を実施することができない場合、市がこれを中止し、停止し、又は取り消すことがあります。

いずれの場合においても、採択事業者に対し損害が生じても、本市はその損害について責任を負いません。

8 補助金の交付手続等

採択事業者は、別に定める「始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付手続等が必要です。

9 その他

（1）事業計画の変更

原則、寄附募集中の変更（事業の方向性が変わらない範囲内での変更は除く。）は認めませんので、当初予定していた事業計画の内容に変更が生じる場合は、必ず審査前に連絡をお願いします。

（2）損害賠償

補助事業の遂行中に、補助事業者が市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。

また、損害賠償の責任は、補助事業者が負うものとします。

（3）事故

補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

（4）経理の明確化

補助対象経費は、明確に経理が区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

（5）書類の保存等

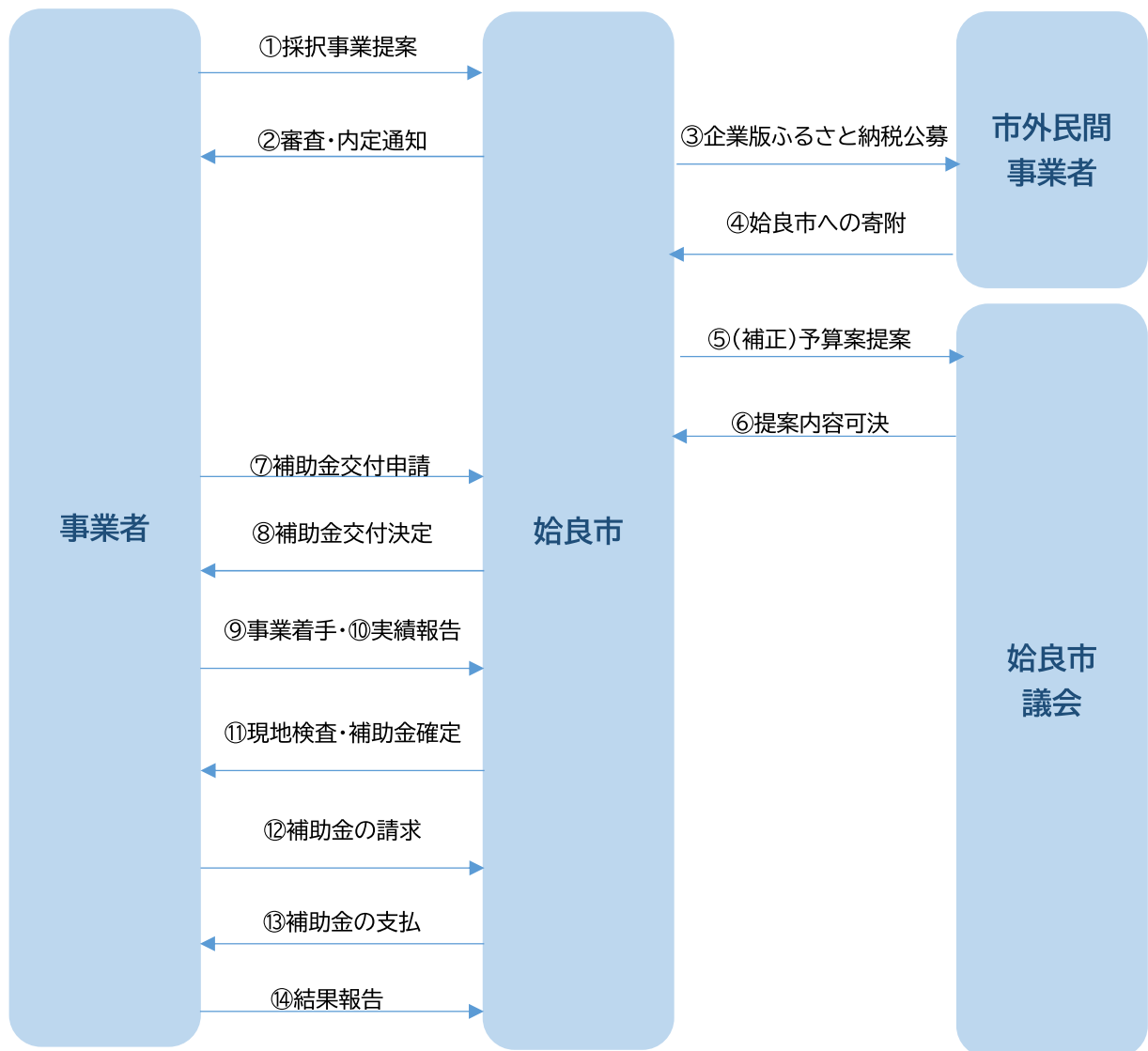
補助事業に係る支出状況等を証する書類は、国の会計検査、市の補助事業監査等の対象

書類となります。必要な書類が保存されていない場合、不適切な経理が行われたと認められた場合は、補助金の返還対象となる場合があります。

(6) 消費税の取扱い

消費税及び地方消費税は、補助対象経費には含みません。

＜参考＞本事業の全体のスキーム



【問合せ先】

始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係

〒899-5492 始良市宮島町 25 番地

電 話 : 0995-66-3145(直通) F A X : 0995-55-8354

E-mail : kigyo@city.aira.lg.jp

始良市長 殿

(寄附申出者)

本社住所 〒

法人番号. 決算月

法人名

役職名

(ふりがな)

代表者名

印

※受領証等に記載されます。

(担当者)

部署名

担当者名

電話番号

E-mail

まち・ひと・しごと創生推進事業（企業版ふるさと納税）に係る採択事業指定書

始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金に係る始良市への企業版ふるさと納税に関して、下記のとおり採択事業を指定します。なお、同補助金募集要領に規定する内容を承諾します。

記

指定する採択事業名 _____

採択事業に以下の事由が生じた場合は、採択事業以外（まち・ひと・しごと創生推進事業）（※）に当該企業版ふるさと納税が充当されることを承諾します。

ア 採択事業者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

イ 企業版ふるさと納税の寄附金額が補助最低額まで達しなかったとき。（※）

ウ 始良市議会で採択事業の補助金の予算に係る議案が可決されなかったとき。

エ その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

また、指定する採択事業に係る実施事業者は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社ではないことを誓約します。

※なお、上記イのケースにあっては、始良市の判断により、採択事業の事前準備のためにやむを得ず支出されるべき事業の経費に当該企業版ふるさと納税が充当される場合があることを含みます。

始良市長 殿

住所
 団体名
 代表者名 印
 電話番号

事業提案書

始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金募集要領に基づき、関係書類を添えて事業を提案します。

なお、この事業が採択された場合は、始良市ホームページ等により、この事業に係る提案者、内容、事業費等が公表されることを承諾します。

また、私たちは、政治活動又は宗教活動を目的とした団体ではないことを誓約します。

1 提案事業の名称		
2 認定地域再生計画の 該当目標 (該当箇所に☑記入)	<input type="checkbox"/> 働くなら“あいら” <input type="checkbox"/> 訪れるなら“あいら” <input type="checkbox"/> 子育てなら“あいら” <input type="checkbox"/> 住むなら“あいら”	
3 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 提案事業の概算事業 費	(1) 概算事業費 うち市補助金概算額	千円 千円
	(2) 概算事業費のうち 補助最低額 ※規模の縮小、自己資金等により事業の実 施が可能となる最低限必要である補助 金の目安額を記載してください。	千円

注 補助最低額は、提案事業を実施するために必要となる最低の補助金額であり、記載された金額まで企業版ふるさと納税の寄附金額が集まった場合、提案事業に対して、補助金交付に向けた予算措置等の手続に進む契機となる金額です。

事業提案計画書

<p>1 事業の名称</p>	
<p>2 事業の内容</p> <p>※地域活性化に資する事業内容を記載すること</p>	
<p>3 事業の実施による公益的な効果</p>	
<p>4 対象者、人数、規模等</p>	
<p>5 スケジュールと内容</p>	
<p>6 補助最低額で事業を実施する場合の概要</p>	
<p>7 備考</p>	

注1 「2 事業の内容」は、できるだけ詳細に記載してください。必要に応じて、図式化した参考資料等を別紙により添付してください。

2 「6 補助最低額で事業を実施する場合の概要」は、「2 事業の内容」と比較して、補助最低額で実施する場合の内容の違い（規模の縮小の程度、自己資金等による実施の場合の内容等）を記載してください。

概算事業費調書

団体名 _____

収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
自己資金		
借入金		
市補助金		始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金
その他		
合 計		

支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考	
補助対象経費			
	小計		
	補助対象外経費		
小計			
合 計			

- 注1 備考欄には、金額の内訳を記載してください。
- 2 支出の部の金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。
- 3 事業提案時の内容で記載するものであり、補助金交付申請時に、事業の方向性が変わらない範囲内での経費内訳の変更を妨げるものではありません。

第 号
年 月 日

様

始良市長



始良市地まち・ひと・しごと創生推進事業補助金内定通知書

年 月 日付けで提案のあった始良市まち・ひと・しごと創生推進事業提案書について、始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金募集要領に基づき、下記のとおり内定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 補助金予定額 円

3 事業概要

様式第6号（7関係）

年 月 日

始良市長 殿

住所

団体名

代表者名

印

電話番号

始良市まち・ひと・しごと創生推進事業寄附金公募中止願

始良市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金募集要領に基づき、下記について寄附金公募の中止をお願いします。

記

1 事業名

2 中止の理由